

# 昭和初期の大学図書館

篠塚 富士男

## 1. はじめに

筑波大学附属図書館では、昨年9月に中央図書館開館十周年記念式典を挙行し、記念出版物として『筑波大学図書館史』を出版したが、この編集の過程で、昭和8年に筑波大学の前身校の一つである東京文科大学（以下文理大と略す）の附属図書館が、当時の諸橋徹次館長の指示のもとに、東京・京都・東北・九州・北海道の各帝国大学ならびに広島文理科・東京商科・早稲田の各大学の図書館の状況を調査した資料が発見された<sup>1)</sup>。これは従来紹介されたことがなく、興味ある記述もみられる資料なので、歴史的な経過がたどれるものはその経過を補足した形で紹介し、昭和初期の大学図書館の状況をみていきたい。

本稿では、この調査結果を、特に図書館運営に関する審議機関、資料の集中、指定図書制度の3

点を中心にみていくことにしたい。特にこの3点を選んだのは、調査内容がこれらに集約されると考えられるからである。なお、文理大が調査の対象とした大学以外にも、これらの問題について興味ある結果が得られる大学があるかもしれないが、調査対象となった大学はいずれも当時の代表的な大学であるので、ここでは文理大の調査の対象となった大学に限ってみたい。

## 2. 図書館運営に関する審議機関

昭和8年までの段階で、図書館運営に関する何らかの審議機関をもっていた大学としては、文理大の調査では、東京・京都・九州の各帝国大学と、広島文科大学の名があがっている。しかし、早稲田と東京商科にもこうした制度はあったようである。

表1 図書館運営に関する審議機関

大学名	名称	設置年	委員	任期	備考
東京帝国	図書館商議会	明治32(1899)	(各)分科大学教授または助教授から1名(明治32) 各学部ごとに教授1名(昭和3)	2年	委員長は委員の互選 図書館長は商議会に列席
京都帝国	図書館商議会	明治41(1908)	各分科大学ごとに分科大学長と教授各1名	3年	委員長は委員の互選 委員の再任禁止 図書館長は商議会に列席
九州帝国	図書館商議委員会	大正14(1925)	各学部ごとに教授2名、図書館長	2年	委員長は図書館長
広島文理科	図書館評議会	昭和7(1932)	大学並びに附置学校職員中より大学長が任命 図書館長、大学事務官は職務上評議員となる	2年	議長は図書館長 幹事は附属図書館参与 (参与は広島高等師範の教授中から任命)
早稲田	(商議員)	明治35(1902)	(明治35当時は14名)		新購図書の選定他図書に関する重要な件の評決
東京商科	(図書館委員)	明治36(1903)	教授中より3名(明治39年には2名に減員)		
東京文理科	図書館商議員会	昭和8(1933)	大学より6名、東京高等師範学校より3名	2年	議長は図書館長

東京帝国大学では、明治32(1899)年1月開催の評議会にて図書館商議会の設置が審議・可決され、同年2月の評議会で「東京帝国大学附属図書館商議会議程」が議決された。大正12(1923)年9月以降の商議会の主な議題は、図書館の復興、指定図書、諸規則の改正等であり、図書館に関する重要事項全般を審議している。また、図書館長については「図書館長ハ商議会ニ列席ス」とあって、委員とはなっていない<sup>2)</sup>。

京都帝国大学では、明治41(1908)年に商議会が設置された。京都帝大の場合は、委員の再任の禁止や、総長が臨席した記録がみられることに特色がある。図書館長については、東京帝大と同様列席者の一人としての扱いであり、議決に加わることはできなかった<sup>3)</sup>。

九州帝国大学では、大正14(1925)年に商議委員会が設置された。その性格は東京・京都と同様であるが、図書館長が委員長となって商議委員会を召集し、その議長となる、と定められている点が前二者とは異なっている<sup>4)</sup>。

広島文理科大学では、昭和7年に図書館評議会が設置された。広島文理大は、東京文理大同様、高等師範学校を附置しており、これが大学の母体ともなっていたから、評議会の規程にもそれが反映され、評議委員は「本学並ニ附置学校職員中ヨリ」任命されている。しかし、人数は明記されていない。また、図書館長が委員となり議長となるのは九州帝大と同様であるが、大学全体の事務系の職務統括者である大学事務官も、図書館長同様「職務上図書館評議委員トナル」と規定されている。さらに庶務の整理のため幹事をおき、幹事は「附属図書館参与ヲ以テ之ニ充ツ」とされていた<sup>5)</sup>。この参与については、評議会の規程にも、また図書館規則にも規定されていないが、文理大の調査には「図書館に参与1名を置き高師教授中から之を補す」とある。評議員の人数についても「図書館評議員会を設け、大学及び高師から各2名の委員を出す」とあり、昭和8年当時の実情がわかる。

早稲田大学では、明治35(1902)年に東京専門学校が早稲田大学に組織を変更する際に、「新購図書の選定其他図書に関する重要な件を評決せしむる」ために、14名の商議員が任命された<sup>6)</sup>。しかし、その後の状況はよくわからない。また東

京商科大学では、東京高等商業学校時代の明治36(1903)年に図書館委員の制度が設けられたが、昭和24年に「復活」するまでその実態は明らかではなく<sup>7)</sup>、この両大学とも文理大の調査にも何も記録されていない。あるいはこの時点では、こうした組織の活動が休止していたのかもしれないが、早大の調査結果の項には「予備費の費途は図書委員の協議で決する」とあり、何らかの審議機関が設置されていた可能性が高い。

文理大では、昭和8年に商議員会を設置した。その詳細については『筑波大学図書館史』にゆずるが、文理大発足直後の図書館運営方針の確立のためには、審議機関の存在が不可欠であり、こうした機関の設置は重要な意味をもつものであった。

### 3. 資料の集中(学科図書館)

資料を図書館に集中すべきか、各学科・研究室等に分散すべきかという問題は、現在でもなおいろいろと議論のある問題であるが、文理大の調査でも、「図書室の分合」という項目がある。こうした項目があること自体、文理大側の問題意識のあらわれであり、研究室と図書館との関係は、諸橋館長が最も重要視していた問題であって、図書館運営の根幹に関わるものとして考えられていたようである。

東京帝国大学では、明治19(1886)年制定の「帝国大学図書館規則」の第1条には「帝国大学図書館ハ大学院及ヒ分科大学ノ図書ヲ貯蔵スル所トス」とあり、規則上では図書は図書館に収蔵するという原則であったが、実際には各分科大学が購入した図書は、図書館で必要な手続をすませたのちはそこに「貯蔵」されることなく、それぞれの部局に備え付けられていたという。したがって、図書館設置当初から各部局の備え付け図書は多かったようだが、この傾向はそのまま継続し、大正7(1918)年には、規則の方を実情にあわせて改正し、部局備え付け図書の存在を規則上でも明示している<sup>8)</sup>。文理大の調査によると、昭和8年当時は、蔵書約70万冊のうち学部研究室へ約22万冊貸出となっている。また「法学部経済学部は学部内の各科を合併して一つの図書室に纏めてゐる」「目今文学部に図書委員一名を置いて、重複本の購入は嚴重に取り締まってゐる」と記録されており、文理大側の関心がどの方向に向いていたかが

表2 資料の集中

大 学 名	年 次	事 項
東京帝国	明治19(1886)  大正 7(1918)  昭和 8 (1933) 当時	帝国大学図書館規則 第1条 帝国大学図書館ハ大学院及ヒ分科大学ノ図書ヲ貯蔵スル所トス (実際は各分科大学が購入した図書はそれぞれの部局に備え付けられた) 東京帝国大学附属図書館規則改正 (部局備付の図書の存在を規則上も明示) 第2条 図書館ノ管理スル図書ヲ分チテ左ノ二種トス 第1 本館備付ノ図書 第2 教室研究室其他ノ部局ニ備付ノ図書 蔵書約70万冊のうち学部研究室への貸出約20万冊
京都帝国	明治32(1899)  大正 2(1913) 昭和 4(1929)  昭和 8(1933)当時	京都帝国大学附属図書館規則 第4条 公用トシテ本館ノ図書ヲ借受クヘキ者ハ本部ニ於テハ書記官, 各分科大学ニ於テハ大学長若クハ学科主任ノ教授,・・・其借 受冊数ヲ制限セス 京都帝国大学附属図書館規則執行手続 第2条 ……但公用ニテ借受シタル図書ハ総長ノ許可ヲ経タル取扱規 定ニ依リ教室内ニ限り貸付スルコトヲ得 沢柳総長の図書統一計画が商議会に提出されたが結論はでなかった 新村館長の図書館構想・新城総長の視察報告が商議会に提出されたが構想 通りには実現できなかった 蔵書は約95万冊, 法学部経済学部ニ約30万冊, 文学部に約22万冊ある
東北帝国	明治44(1911)当時   昭和 8(1933)当時	東北帝国大学図書館図書閲覧細則 第9条 各学科主任教授ハ図書ヲ借受ケ図書室ヲ設ケ之ヲ保管スルコト ヲ受但シ本館吏員時々出張シテ之ヲ調査ス 前項ノ図書ハ其ノ借受冊数ヲ制限セス (各科所属の図書は各教室に配付しそれぞれに図書室を設けていた) ほとんど図書館中心主義で研究室の貸出には制限がある(法文学部合同研 究室貸出内規)
九州帝国	明治44(1911)当時 大正14(1924)   昭和 3(1928)  昭和 8(1933)当時	各科所属の図書は各教室に配付しそれぞれに図書室を設けていた 九州帝国大学附属図書館規則 第2条 本館ノ管理スル図書ヲ分チテ左ノ二類トス 1 本館備付ノ図書 2 各部局備付ノ図書 第3条 本館備付ノ図書ヲ分チテ左ノ三種トス 1 貴重図書 2 辞書, 事彙, 叢書, 並諸学科ニ通スル参考書 3 普通図書 第5条 各部局ハ公用トシテ本館備付ノ図書ヲ借受クルコトヲ得其借受 ケ冊数及期間ハ制限セス 第12条 各部局ニ於テ図書ヲ備付クル場合ニハ当該部局長ヨリ定式ノ備 付書ヲ本館ニ差出スヘシ 全学の受入図書を本館で整理することが希望され商議委員会に提出された が決定に至らなかった(昭和4年にも同趣旨の討議があった) 図書室への貸出はその大きさによって自然に制限されている 重複書の購入は厳重に取り締まっている

昭和初期の大学図書館

大学名	年次	事項
北海道帝国	明治28(1895) 明治36(1903)	各学科の実験に必要な書籍はその実験室に備え付けられていた 各教室へ無制限・無期限で図書貸出
広島文理科	大正 8(1919)  昭和 5(1930)  昭和 8(1933)当時	広島高等師範学校図書館規則 第7条 執務上特ニ必要ノ図書及左記学科ニ関シ参考上必要ノ図書ハ五十部百五十冊以内ヲ限り学校長ノ許可ヲ得テ其所属特別室ニ備ヘ置クコトヲ得 広島文理科大学附属図書館規則 第2条 図書館ノ管理スル図書ヲ分チテ左ノ三種トス 1 本館備付ノ図書 2 大学研究室備付ノ図書 3 附属学校備付ノ図書 第4条 大学研究室又ハ附属学校ニ於テ図書ヲ備付クル場合ニハ大学各学科主任又ハ附属学校主事ヨリ所定ノ備付証ヲ本館ニ差出スヘシ 第21条 本学附置校各学科主任ハ当該学科教授参考上必要ナルトキハ学用図書トシテ本館備付ノ一般図書ヲ帯出シ其ノ所属研究室又ハ準備室ニ備付クルコトヲ得 蔵書約16万冊、そのうち研究室に約4万冊貸出 研究図書室には大学設立以後にその学科で購入したものを置く、外に図書館から借受けようとするれば学科毎に百部四百冊以内は貸付ける 広島高等師範学校の購入費で購入したものはすべて図書館にを入れる
東京商科	昭和 8(1933)当時	全部図書館に収蔵し全教授の研究室を通じて千冊位だけ貸付けている 専門部に図書館別館を置き約5千冊を収めている
早稲田	昭和 8(1933)当時	和漢書の購入は全部図書館の直轄としている
東京文理科	昭和 8(1933)当時  昭和 9(1934)	蔵書約22万冊、そのうち研究室に約7万冊貸出 図書購入費は各学科に配当されその学科で購入した図書はほとんどすべてその研究室に収蔵 東京文理科大学附属図書館規則 第3条 普通図書ハ他ニ差支ナキモノニ限り左ノ部ニ貸付ヲ為ス 1 各学科研究室 2 東京高等師範学校並ニ附属学校 3 他ノ部局 第4条 前条ノ貸付ヲ受クル場合ニハ各其ノ部ノ図書委員ヨリ所定ノ備付証書ヲ本館ニ差出スヘシ

わかる。

京都帝国大学では、明治32(1899)年制定の「京都帝国大学附属図書館規則」第4条に、公用で図書を借りることのできる職名が列記され、借受冊数は制限しない、と規定されており、同時に制定された「京都帝国大学附属図書館規則執行手続」第2条には、公用で借りた図書は教室内に限り貸付することができる、と定めている<sup>9)</sup>。こうした規則からみると、資料はそれぞれの部局で分散管理する傾向が強かったようである。このため

大正2(1913)年の第9回商議会で、臨席した沢柳総長から図書統一問題について審議するよう要求され検討している。この図書統一計画とは、各教室には研究上不可欠な書物以外は置かないことを前提として、すべての図書を中央館に集中し、図書取扱規程等も統一しようというものであったが、結局商議会での結論はでなかった<sup>10)</sup>。さらに昭和4年の第13回商議会は、新城総長出席のもとに開かれ、新村館長から「図書館新営案」の説明があり、かつての沢柳総長の提案よりもさらに

ふみこんだ全学図書館行政の統一問題が提案された。新村館長の提案は、整理・運用上の統一だけではなく、全学の図書系職員の統合も意図する大変意欲的なものだった。しかしこのときの会議では結論がでず、17日後の第14回商議会でもこの問題は審議されたが、前回の会議の後、新村館長は新城総長とともに新築直後の東大図書館を見学していたので、館長から東大と対比する形で説明が行われた。また、総長からも「専門用図書ト一般用図書トヲ別チ考フルニ、専門用ノモノハ現在ノモノヲ更ニ目錄ニテ統一シ、互ニ融通連絡シテ行ク様ニセバ可ナラント思ハル。・・・東大ニテハ大蔵経ヲ各部別ニテ7部購入セル如キ例アリ。之レハ部局相互ニ連絡ヲ欠クヨリ生ズル弊ノ大ナルモノナラン」と視察報告があった。この問題は専門の小委員会で討議されたが、「学部ニ於テハ図書館ハ図書ヲ渋滞セシムル機関ナリトスル外ニ其存在ヲ認メザリシ位ナリ・・・」などの声もあり、結局実現できなかった<sup>11)</sup>。こうして京都帝大では、二度にわたる図書行政統一問題の提起も、実現をみることなく終わったが、こうした事情を反映して、文理大の調査でもかなりの数の図書が学部へ備え付けられていた。調査によれば、京都帝大の全蔵書は約95万冊であり、図書室の分合については、

- ① 法学部経済学部図書室：二学部の図書全部を併せ納む。蔵書総計約30万冊。事務室を設け、司書以下の職員を置く。図書室内では学生の自由検索は許さない。
- ② 文学部図書室：大体前者に準ず。蔵書総計約22万冊。内部を哲学、文学に分ち、史学は別館歴史陳列所に席を設く。学生の自由検索を許す。
- ③ 理学部などは各学科で図書室をもっている。と記録されている。総長・館長の提案でさえも、ついに実現できなかったのは、法・経や文の学部図書室自体が、当時の他の大学図書館以上の蔵書を有していたこともその背景として考えておくべきことであろう。

東北帝国大学では、図書館創設の明治44(1911)年当時は、各科所属の図書は各科の便宜をはかって、各教室に配付し、教室ではそれぞれ別個に図書閲覧室を設けて、職員学生に自由に閲覧させていた<sup>12)</sup>。これは、東京帝大や京都帝大にも通じる

ことであるが、東北帝大の場合も、設立直後は図書館施設もまだ十分ではなく、規則上は閲覧室や書庫が完備しているようになっていても、実際には事務室の一隅に書棚を置いて図書を保管しているような状態であった<sup>13)</sup>ので、図書館開設直後はどの大学にとっても「各科の便宜」のためだけではなく、施設の面で図書館に集中・統一できないような事情があったと思われる。しかし、東北帝大の場合は、早くから中央図書館主義にかわっており、「図書館機能としてはもっともいいあり方」で図書館を運営している<sup>14)</sup>。文理大の調査でもこの点は特に注意をひいたようで、東北帝大の項には「殆ど図書館中心主義である」とあり、また「研究室が図書館から借出し得る書物には、左の通りの制限がある」として次のような「法文学部合同研究室貸出内規」を紹介している。

- イ. 当該研究室に於てのみ必要と認めらるる字書類書
- ロ. 当該研究室に於てのみ必要と認めらるる検索不便なる叢書及び研究資料
- ハ. 当該研究室に於てのみ必要と認めらるる製本完了の雑誌
- ニ. 重複本にて当該研究室に必要と認めらるるもの
- ホ. 当該研究室所属教授の其の年度講義に必要な資料

九州帝国大学も、設置当初は東北帝大とまったく同じような状況で、各教室が別個に図書閲覧室を設けていたり(明治44)、事務室の一隅に書棚を置いて図書を管理運営したり(大正11)していた<sup>15)</sup>。九州帝大の場合、商議委員会のくわしい記録が公表されているので、図書館運営上の問題点の変遷がよくわかるが、全学総合目録の作成に関する審議が多いことが目につく。大正15年現在の医・工・農三学部の蔵書の総計が約8万冊だった<sup>16)</sup>のに対し、年代的にはやや下がるが、文理大が昭和8年に調査した当時の全学の蔵書の総計が約24万冊であったことを考えると、学部所蔵の図書の比重は高く、全学総合目録の整備について審議を重ねている背景が理解できる。昭和3年の第6回商議委員会では、各学部から送付される図書備付書は、記入が不完全であったり、きちんと送付されてこなかったり、いろいろと問題が多く、このためこれをもとにした総合目録作成も遅れて

しまうので、整理を完全にするためにも、また経費節約の点からみても、全学の受入図書の本館で整理したいと委員長が提案したが、法文学部の分が実現したのみであった<sup>17)</sup>。この件は、翌4年の第9回商議委員会でも改めてとりあげられたが、やはり全学の賛成を得るにはいたらなかった<sup>18)</sup>。文理大の調査でも、九州帝大はかなり多数の図書室をもっていったことが記録されているが、その分は学科の事情によって様々であった。また「図書室の大きさによって、自然に貸出制限をする」「重複書の購入は厳重に取締る」とも記録されている。

北海道帝国大学でも、やはり分散方式がとられており、札幌農学校時代に実験上必要な書籍はその実験室に備えることを認め（明治28）、さらに各教室への無制限・無期限の図書貸出が規定された（明治36）<sup>19)</sup>。しかし、これは利用者側からみれば図書館には本が少くないということになるので、学生からは「設備の大に比して蔵書の甚僅少な事」が図書館の感想として述べられたり（明治40）、教室備付図書の随時返却を含む図書館改善案が投稿されたり（大正5）しており、図書館に対する不満がみられる<sup>20)</sup>。文理大の調査では、理学部は一つ、農学部は二つの図書室にまとめられているが、医学部・工学部は各講座ごとに独立しており、九州帝大同様、学部の事情により様々であった。しかし、基本的に資料は分散して管理されていた。

広島文理科大学では、その前身の広島高等師範学校図書館規則第7条（大正8）で、「五十部百五十冊以内ヲ限り」所属の学科に備え付ける事を認めており、具体的な数量が定められている点が、他の帝大等とは異なっている。昭和5年制定の広島文理科大の図書館規則では、こうした数量規定はないが、文理大の調査によると、蔵書約16万冊中4万冊が研究室貸出となっており、研究室には大学設立以後にその研究室で購入したものだけを置くほか、学科ごとに百部四百冊以内は図書館から借り受けられる、と記録されているので、数量制限が内規として定められていたようでもある。また図書購入費中の高等師範学校分（1万円弱）はすべて図書館に入れることになっていた。なお、図書室は各学科ごとに一室ずつであった。

東京商科大学では、文理大の調査によれば、図

書は全部図書館に収蔵し全教授の研究室を通じて千冊位だけを貸し付け、他に専門部に図書館別館を置き約5千冊を収めている、となっている。蔵書の総計は約36万冊であるから、ほとんど図書館に集中していたことがわかる。早稲田大学では、文理大の調査によれば、和漢書の購入は全部図書館の直轄としている、とあり、蔵書約31万冊（昭和5）のうち和洋の比率はほぼ2対1で、東京商大とともに、蔵書を図書館にまとめている大学として記録されている。

文理大では、昭和8年当時の蔵書は和書が約16万冊、洋書が約6万冊で、このうち和書4万冊、洋書3万冊が研究室貸出となっており、研究室貸出の割合がかなり高かった。これは図書の購入費が各学科に配当され、その学科で購入した図書は、ほとんどすべてその研究室に収蔵することになっていたためである。規則上では、昭和9年の図書館規則改正にあたって、「他ニ差支ナキモノニ限り」研究室等に貸し出す、と抽象的な表現で研究室貸出を認めており、状況としてはそれほど変化がないようにみえる。しかし、一連の調査をふまえて、各研究室への貸し出しにも一定の見直しがあったことであろう。そして、特に学生の参考用図書を図書館に集中しようという意図のもとに決定された方策の一つが、次に述べる指定図書制度であった。

#### 4. 指定図書制度

指定図書とは、周知のように“reserved book”あるいは“reserve book”の訳であり、授業等に関連して教員が学生に必読として課した図書を意味するもので、アメリカの大学で生まれた制度である。日本にこの制度が導入されたのは、昭和4年の東京帝大が最初であり、翌年京都帝大でも開始されたが、従来の研究によれば、その多くは学生に対する推薦図書的な性格をもつものであり、本来の意味での指定図書制度とはいえなかったという。また、戦前において指定図書制度を採用したのは、この両大学の他はなかった、とされてきた<sup>21)</sup>。日本の指定図書制度は、確かにアメリカの制度とは内容が異なり、学生への推薦図書的な性格をもつものになっていることは、戦後文部省が国立大学に指定図書制度の予算措置を講じ（昭和41）、指定図書制度が急速に普及・定着した後で

表3 開架と指定図書制度

大学名	年次	事項
東京帝国	明治14(1881)	東京大学図書館規則 第42条 閲覧室備へノ図書ハ通例借受ヲ許サスト雖モ時宜ニヨリ特許ヲ以テ貸付スルコトアルヘシ
	明治19(1886)	帝国大学図書館規則 第24条 閲覧室備へノ図書ハ左ノ四種ニ分ツ 第1種 貴重ナル図書 第2種 諸学科ニ通スル参考図書 第3種 一学科ニ関シ特ニ該科教員ノ申請ニ由リ本室ニ常備シ置ヲ要スル図書 第4種 前上ノ各種ニ属セサルノ図書
	大正 7(1918)	東京帝国大学附属図書館規則 第5条 第2条第1号ノ図書(注:本館備付ノ分)ヲ分チテ左ノ四種トス 第1 貴重図書 第2 諸学科ニ通スル辞書, 事彙其他ノ参考書 第3 特ニ教授上ノ必要ニ由リ閲覧室ニ常置スヘキ図書 第4 普通図書
	大正14(1925) 昭和 3(1928)	第11回図書館商議会で「指定図書ニ関スル件」が議題になる 東京帝国大学附属図書館規則改正 第3条 本館備付ノ図書ヲ分チテ左ノ五種トス 1 貴重図書及特殊図書 2 諸学科ニ通スル辞書事彙類 3 教授上ノ必要ニ由ル指定図書 4 一般図書(定期逐次刊行物ノ完冊ヲ含ム) 5 新聞雑誌等定期逐次刊行物(未完冊ノ分)
	昭和 4(1929) 昭和13(1938)	指定書閲覧室開室(約3千冊, 自由取出制) 指定書閲覧室中央に書庫を設け半自由接架制とする
京都帝国	明治37(1904) 明治41(1908)当時 昭和 5(1930) 昭和 8(1933)	閲覧室の一隅に法科大学の参考図書を排列 一般参考図書および法科大学参考図書およそ1100冊を自由展読に供す 指定書制度実施(初年度は739冊, 3年で約1700冊) 第2 閲覧室開設(指定書, 辞書類)
東北帝国	明治44(1911)当時 大正15(1926)	東北帝国大学図書館図書閲覧細則 第7条 ……閲覧室ニ備付ケタル図書ハ随時閲覧者ノ使用ニ任ス 東北帝国大学附属図書館閲覧規則 第5条 閲覧室ニ備付ケタル参考書ハ所定ノ場所ニ於テ随時使用スルコトヲ得, 但シ使用了リタルトキハ之ヲ原位置ニ復スヘシ
九州帝国	大正15(1926) 昭和14(1939) 昭和15(1940)	学生参考用図書購入費として予算年額2千円を計上(この後も継続) 商議委員会で「指定図書閲覧施設ニ関スル件」を討議 指定書閲覧室開設
北海道帝国	昭和11(1936)当時	辞書類や指定参考図書を接架式で提供
東京文理科	明治45(1912) 昭和 8(1933) 昭和 9(1934)	字書を閲覧室内に移して閲覧させる 図書館商議委員会の答申中に指定図書あり 指定図書制度開始 東京文科大学附属図書館規則 第11条 指定図書ヲ閲覧セントスル者ハ備付ノ帳簿ニ署名シ所定ノ記入ヲナシ各自所要ノ図書ヲ検出シ使用ノ後ハ原位置ニ置クヘシ, 指定図書ハ室外ニ帯出スルヲ許サス

も同様だった。戦後の場合もまた「学生のための基本的参考書」という観点で選ばれた図書が中心となっていて、講義と密接な関係のないものも、その中には含まれていた<sup>22)</sup>。こうした意味での学生用参考図書であれば、たとえば開架閲覧室備付図書といったような形で戦前から多数存在していたし、また、指定図書という用語を使っているものに限っても、東京・京都の両帝大の他にも、管見の限りでも九州帝大と文理大には明らかに制度として存在していた。また北海道帝大には「指定参考図書」があったようであり、そのくわしい内容は不明ながら、こうした呼称自体が日本での指定図書の実態をよくあらわしているように思える。したがって、アメリカにおいては閉架式で提供されることの多かったリザーヴ・ブックではあるが<sup>23)</sup>、ここでは日本の実情を考慮して、指定(図)書とよばれていた制度の実態と、そうしたものの母体となったと考えられる開架(閲覧室)の状況についてみていきたい<sup>24)</sup>。

東京帝大の指定図書制度については、すでに詳しい研究が発表されている<sup>25)</sup>ので、詳細はそれらにゆずるが、図書館の記録に残っている限りでは、初めて指定(図)書ということばを用いたのは、大正14(1925)年であった。この年10月の第11回商議会の議題として「指定図書ニ関スル件」が提出され、この時「参照」として添えられた資料である、同年7月21日付の図書館長から各学部長あての依頼状の中に「指定書(Reserved Books)」ということばがでてくる。この年の5月2日に、姉崎館長は関東大震災で大打撃を受けた図書館復興の参考のため、海外の大学図書館の視察に出発し、7月9日に帰国しているが、すでに指摘されているように、この間にリザーヴ・ブック・ルームを見、それを参考に指定図書の考え方を導入したものであろう。前述の依頼状中に「各教員が特に参考必読として年々指定せらるる図書」とあるのをみても、「指定書」という用語が、アメリカの大学図書館の実態をよく理解したうえでの訳語であったことがわかる。また、昭和3年に書かれたと推定される文書中に「指定図書とは、毎学年の講義、演習、実験等各科について教員が必読参考書または之に準ずるものとして指定したる図書」と、その意味を明確にし、その運用方法についても、指定書閲覧室を設けることや、各科目の学生

数に応じて同一書を数部備付けること、学部、学科、科目に応じて排列することなどが述べられている。こうして姉崎館長の構想は、昭和4年4月にまったくの自由取出制とした指定図書約3千冊を収納した指定書閲覧室の開室として結実した<sup>26)</sup>。この制度に対応して、図書館規則も昭和3年に改正され、「本館備付ノ図書」の1種として「教授上ノ必要ニ由ル指定図書」が規定された。この部分は、大正7年改正の規則では「特ニ教授上ノ必要ニ由リ閲覧室ニ常置スヘキ図書」となっており、さらにさかのぼった明治19年の規則では「一学科ニ関シ特ニ該科教員ノ申請ニ由リ本室(注：閲覧室)ニ常置シ置ヲ要スル図書」となっていた。こうした旧規定にみられる図書が、どのように運用されていたかはまったく不明であるが、教官閲覧室備付の図書のことではなかったか、という推定もされており<sup>27)</sup>、学生の必読図書という性格をもつものではなく、一般的な意味での参考図書であったと思われる。しかし、閲覧室に「常置」してあるとすれば、開架で利用に供されたものであろう。こうして画期的な意味をもつ制度が導入されたのであるが、自由取出制のため紛失がはなはだしく、昭和6年春までに約5百冊がなくなってしまった。そのため、昭和8年3月から退出者の所持品検査を始め、さらに昭和13年1月からは閲覧室の中央に書庫を設け、「半自由接架制」をとることになった<sup>28)</sup>。文理大の調査では、指定書閲覧室があることや、指定書の購入費は図書館本部または学部の共通費から出していることが記録されているにすぎないが、各大学の調査の結論を記述している部分に、「学生の直接参考書のために特別の費目を定めてあるものが多い」として、「東京及京都大学で、各学部の予算中から指定参考図書費を捻出せしめるとか、九州大学で学生参考書費を定めるとかの例」とあり、「学生の直接参考書」として東京帝大の指定図書をとりあげていたことがわかる。

京都帝国大学では、すでに「資料の集中」の項でも述べたように、昭和4年6月に新村館長の「図書館新営案」が商議会に提出され、そのすぐ後に新城総長・新村館長が新築直後の東京帝大図書館を視察している。東京帝大ではすでに指定書制度を実施していたので、新城総長は同年6月27日の第14回商議会の席上、「一般用ノモノハ



学生ヲシテ広く高等教育ヲ受ケシムル為メニ、指定閲覧所ヲ設ケテ之ヲ充分利用セシメント欲スルモノナリ」と述べている<sup>30)</sup>。こうして指定図書制度は、おそらく昭和4年中に提案・可決されたようであるが、実際には昭和5年4月から実施されたようで、各学部教室主任に対して指定書の選定を依頼し、第1年度分の図書購入費5千円により739冊の指定図書を購入している。はじめは特別な部屋を設けず、閲覧室の出納台付近の一部を仕切り、七学部別に分類陳列して接架式で利用に供して、学生の好評を博した<sup>30)</sup>。京都帝大の指定図書制度は、こうして東京帝大にならって生まれたものであったが、図書を開架で利用させたのはもっと古くからであり、明治37(1904)年に閲覧室の一隅に法科大学の参考図書を排列したのをはじめ<sup>31)</sup>、明治41(1908)年当時には、一般参考図書および法科参考書およそ1100冊を排列して、共に自由展覧に供している<sup>32)</sup>。指定図書とこうした一般参考図書は、同じような性質をもつ図書と認識されていたようで、昭和8年に新設された第2閲覧室は指定書及び辞書類等をおさめていた。しかし文理大の調査では「各学部の予算中から指定参考図書費を捻出せしめ」とあるだけで、くわしい記述はなく、これらがどのような関係にあり、その費目や実態がどうなっていたかについてはよくわからない。

九州帝国大学では、文理大の調査時点では指定図書制度はなかったが、図書館費用の中に学生参考図書費として4千円が計上されており、文理大側では「学生の直接参考書」として、東京・京都両帝大の指定図書と同列に九州帝大のこの費目を位置づけている。この費目は、大正15(1926)年の第2回商議委員会で「各学部ノ学生参考用図書購入ニ関スル件」として協議され、各学部から図書館に費用を拠出する事が決定されたのがその始まりである。当初この予算は年間2千円であったが、これは当時の和書の新刊書が約2千冊購入できる金額であったという<sup>33)</sup>。この予算はその後各学部から拠出され、文理大の調査時点でも継続していた。一方、昭和14年の第21回商議委員会で「指定図書閲覧施設ニ関スル件」が審議された。これは東京・京都両帝大で実施中の指定図書閲覧施設の利用がきわめて良好であるので、九州帝大でも、教官の指定する図書を備え付けた開架

式の指定図書室を設置しようとするものであった<sup>34)</sup>。当初同年11月にこの指定図書室の開室が計画されていたが、結局翌15年2月の開室となり、法文学部教官指定の図書が開架式で備え付けられた。同年の第22回商議委員会では、法文学部以外の各学部にもこの制度を適用し、閲覧時間も延長することが諮られている。また、指定図書費の扱いについて審議され、当分の間従前通りとするという結論になっている<sup>35)</sup>。この指定図書費と学生参考図書費との関係については判然としないが、費目の性格は実質的にかなり似ていると考えられる。

戦前に指定図書という用語がみえるのは、前述のように以上の三帝大と文理大以外にはないのであるが、参考として東北・北海道両帝大の開架の状況をみておきたい。

東北帝大では、明治44(1911)年当時の規則に「閲覧室ニ備付ケタル図書ハ随時閲覧者ノ使用ニ任ス」とあり<sup>36)</sup>、また大正15(1926)年の規則には「閲覧室ニ備付ケタル参考書ハ所定ノ場所ニ於テ随意使用スルコトヲ得、但シ使用了リタルトキハ之ヲ原位置ニ復スヘシ」<sup>37)</sup>とあって、開架で閲覧者が自由に利用できる参考書があったことがわかる。北海道帝大では、昭和11年当時に「辞典類や指定参考図書は接架式をとり」利用されていた<sup>38)</sup>。これらは指定図書という名称は使用していないものの、日本的な意味での指定図書の実態に近いものであったと思われる。但し前述の三帝大及び文理大では、教官が「指定」した図書であるということがはっきりしているのに対し、この両校の場合はその点が不明である。

文理大では、昭和9年の第2回商議委員会でこの問題が具体的に審議され、同年9月から指定図書制度が開始された。初めは同年に改正された図書館規則に「備付ノ帳簿ニ署名シ所定ノ記入ヲナシ各自所用ノ図書ヲ検出シ使用ノ後ハ原位置ニ置クヘシ」とあるように、開架で利用に供していたが、東京帝大同様図書の紛失が多くなったので、昭和11年からは閲覧係の手を経て閲覧させることになった。またその選定が各科教授に委任されていた関係から、指定図書を提出した学科の助手等に一週一度位図書整理をさせるという申し合わせもなされていた。さらに指定図書は貸出をしないことや、取扱内規を定めること、「学生生徒ヲシテ

当番ヲ以テ自治的ニ監督セシムルコト」等の申し合わせもなされたが、そうした申し合わせ事項の一つに「指定図書目録ヲ作り一学年毎ニ変更スルコト」があり、これにしたがって作成した昭和11年10月の日付のある指定図書目録が現存している。それによると、指定図書の内容は、和書は特別指定書（特別文庫）・指定辞書・一般指定書の三種に分かれ、洋書にはこうした区分はない。このうち特別指定書は、諸橋館長ほか4名の教官がそれぞれ自分の著作を指定している。また指定辞書には『言泉』、『日本仏家人名辞書』等があり、さらに一般指定書は各科ごとに分かれていて、国文・哲学・歴史・数学等の各教室指定の図書が列記されている。指定図書の総冊数は和書約500冊、洋書約1,200冊であったが、洋書は辞書以外は『Everyman's Library』のような双書が指定されており、具体的な書名をみていくと、講義に密接に関連しているとみられるものもあるが、全体としてはやはり学生生徒の自学自習用の参考図書の色彩が強い。また、おそらく複本は用意していなかったものと思われ、こうした点からも、文理大では、指定図書制度を「学生の直接参考書の為に特別の費目を」定め、各科教官の推薦図書を開架で利用に供する制度と考えていたことがわかる。したがって文理大の指定図書は、その名称は東京・京都両帝大の制度を参考としたものであろうが、東京帝大の姉崎館長の意図したアメリカ流のリザーヴ・ブックとは、異なる性格のものであったといえる。こうした考え方は、昭和31年に東京教育大学が指定図書室を再開したときもほとんど変わらず、当時の教育大学新聞は、指定図書とは自然科学・人文科学・社会科学・洋書の四部門で一般教養として必須の図書を各科の先生が指定したものである、と紹介し「図書館でも自慢している特色は、読みたい本が勝手にとり出せる開架式であることだ」と記している。

## 5. おわりに

以上、昭和初期の大学図書館の状況を文理大の調査結果をもとにみてきたが、多少なりとも歴史的な経過をみたことにより、各大学とも、いろいろな問題について試行錯誤を繰り返しながらも、次第に他大学等の状況を参考にしながら問題を解決しようとしていく姿勢が生まれていくことがわ

かった。また、昭和初期に文理大では諸橋館長、東京帝大では姉崎館長、京都帝大では新村館長と、いずれも図書館の改革に情熱をもつ館長が出現しているが、これは単なる偶然ではなく、図書の貯蔵場所として自然発生的に生まれた大学図書館が、次第に大学の中でその役割を明確にし、重要性を増してきたという背景があると考えられ、昭和初期というのはそうした意味で大学図書館にとっては重要な時期であったと考えられるのではないだろうか。

## 注

- 1) この資料は、諸橋館長が文理大の図書館運営の基本方針を確立するための希望事項を提案した時に、参考として提出したものである。本来は全文を掲載すべきであるが、調査項目にバラつきが多いので、本稿では結果を要約して紹介する。文理大関係の事項については、くわしくは『筑波大学図書館史』を参照されたい。
- 2) 東京大学百年史編集委員会『東京大学百年史 部局史 四』1987, p.1249-1254.
- 3) 京都大学附属図書館『京都大学附属図書館六十年史』1961, p.16.
- 4) 九州大学75年史編集委員会『九州大学七十五年史 史料編 上巻』1989, p.459.
- 5) 広島文理科大学附属図書館評議会規程による。
- 6) 早稲田大学大学史編集所『早稲田大学百年史 第二巻』1981, p.429.
- 7) 一橋大学『一橋大学附属図書館史』1975, p.256-260.
- 8) 東京大学百年史編集委員会, 前掲書, p.1197-1199.
- 9) 京都大学附属図書館, 前掲書, p.7-9.
- 10) 同書, p.22-23.
- 11) 同書, p.31-34.
- 12) 東北大学『東北大学五十年史 下』1960, p.1675.
- 13) 同書, p.1676-1679.
- 14) 同書, p.1719.
- 15) 九州大学創立五十周年記念会『九州大学五十年史 学術史 下巻』1967, p.791-792.
- 16) 同書, p.799.
- 17) 同書, p.800.
- 18) 同書, p.804-805.
- 19) 北海道大学『北大百年史 部局史』1980, p.1348-1350.
- 20) 同書, p.1350-1351.
- 21) 岩猿敏生ほか『新・図書館学ハンドブック』1984, p.254-255.

- 22) 澤本孝久 “リザーヴ・ブック・システムと指定図書制度” *Library and Information Science*, No.8, 1970, p.172-178.
- 23) 澤本同論文, p.161-166.  
山本信男 “コロンビア大学ロー・ライブラリーについて” 『早稲田大学図書館紀要』No.16, 1975, p.78-79 他
- 24) この項では阪田蓉子 “大学中央図書館における対学生サービスの史的変遷 (下)” 『図書館学会年報』Vol.35, No.1, 1989, 3, p.18-35 を参照した。
- 25) 澤本前掲論文, p.168-170 他
- 26) 東京大学百年史編集委員会, 前掲書, p.1217-1219.
- 27) 同書, p.1221.
- 28) 同書, p.1219.
- 29) 京都大学附属図書館, 前掲書, p.33.
- 30) 同書, p.158-159.
- 31) 同書, p.14.
- 32) 同書, p.154.
- 33) 九州大学創立五十周年記念会, 前掲書, p.795.
- 34) 同書, p.815.
- 35) 同書, p.818.
- 36) 東北大学, 前掲書, p.1677.
- 37) 同書, p.1691.
- 38) 北海道大学, 前掲書, p.1353-1354.
- 
- <2. 5. 15 受理 しのづか・ふじお  
筑波大学図書館部情報サービス課共通書庫係長>